（作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第四条　作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会」に改め、本則第二号及び第三号中「東京都千代田区三崎町一丁目三番十二号」を「東京都千代田区西神田三丁目八番一号」に改める。

（作業環境測定法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令の一部改正）

第五条　作業環境測定法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関の指定に関する省令（平成十三年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「財団法人安全衛生技術試験協会（昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人安全衛生技術試験協会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省環境省令第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

環境大臣　石原　伸晃

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

表中「社団法人産業環境管理協会（昭和三十八年八月二十九日に社団法人大気汚染防止工業協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人産業環境管理協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。